



美浜町都市計画 マスタープラン

2021 ~ 2030

概要版

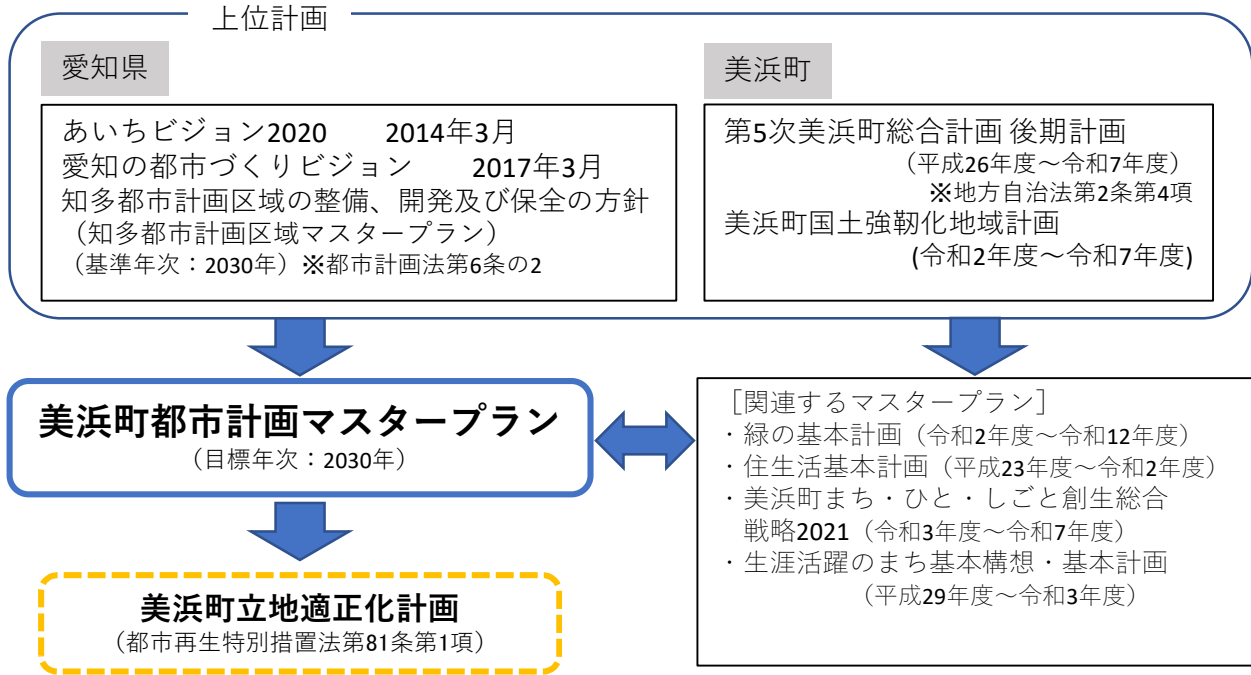


都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針であり、用途地域や都市計画道路等の都市計画を決定する場合、当該マスタープランに則して定めることとなります。また、都市全体の将来ビジョンや、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の課題に応じた整備方針、都市生活や経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的且つきめ細かく定め、持続可能で活力ある地域づくりを推進するなどの役割を担っています。また、「美浜町都市計画マスタープラン」の改定にあたり、人口減少下においても持続可能な都市づくりを推進していくため、将来都市像として「集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）」の形成に向けた検討（立地適正化計画）を進めていきます。

【法体系における都市計画マスタープランの位置付け】

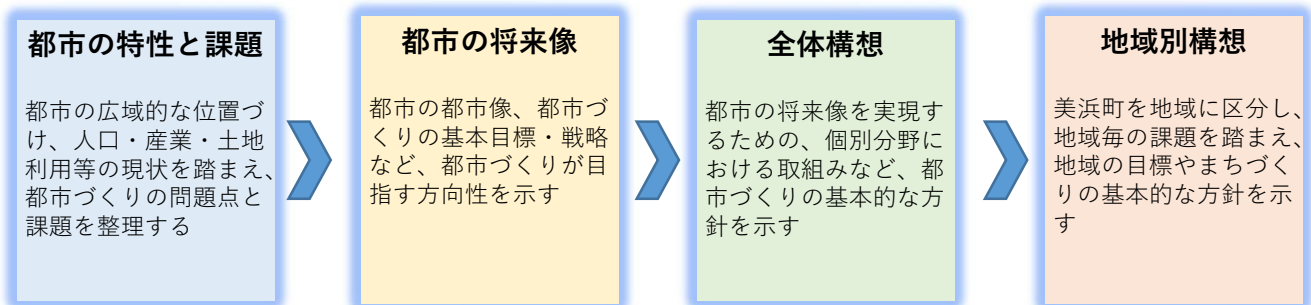


都市計画マスタープランの内容

都市計画マスタープランの内容は、都市の特性・課題を整理し、都市の目指すべき将来像を示し、全体構想、地域別構想を示しています。

美浜町都市計画マスタープランについては、基準年次を平成22年度とし、概ね20年後の都市を見据えながら、平成32年度（10年間）を一つの節目とした都市づくりの目標を掲げ、目指すべき都市構造や施設配置などを明確にし、その実現のための重点施策などを定めています。

【都市計画マスタープランの構成】



基準年次：2021年

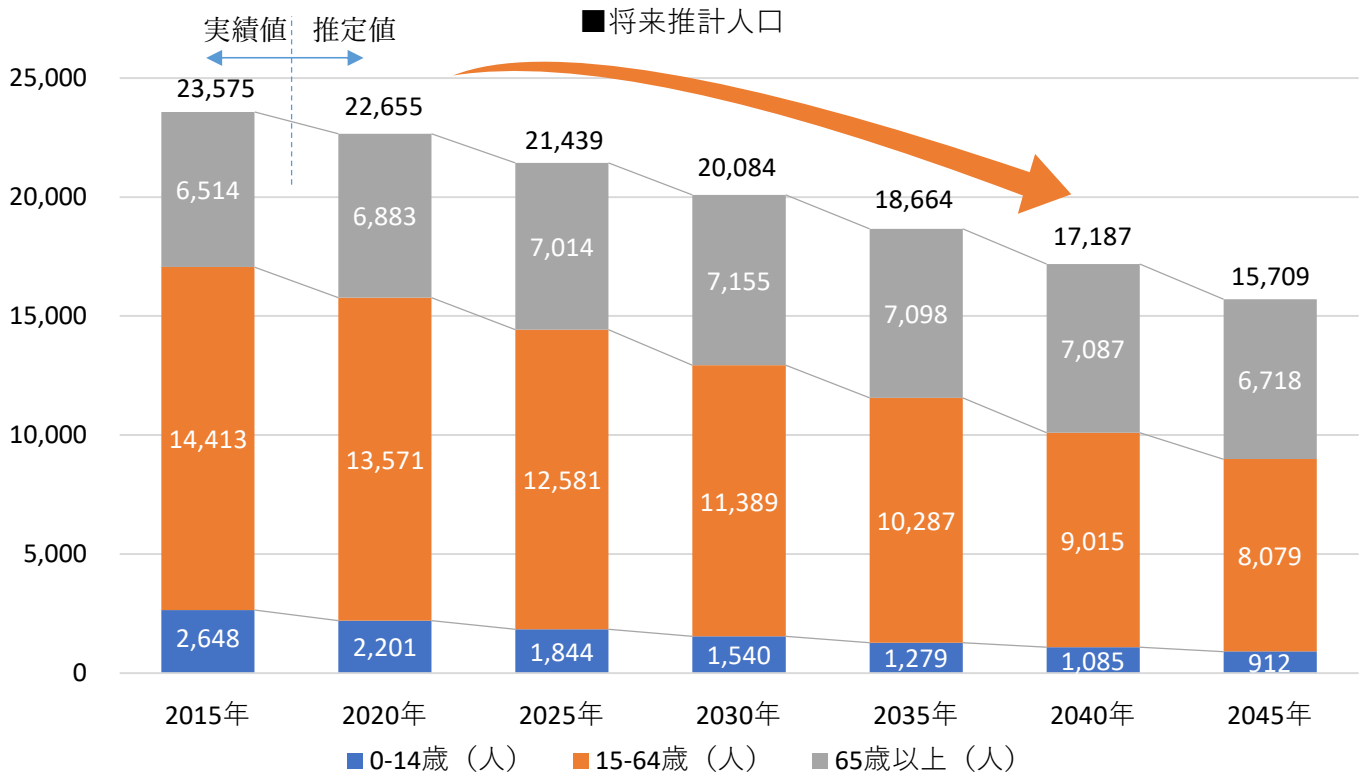
目標年次：2030年

都市の現状と課題

都市の現状と課題

本町の特性や現状・課題について整理しています。
マスタープラン改定にあたり、人口動向の見通し、住民アンケートの調査、分野別の現状と課題をとりまとめます。

美浜町の人口は、2005年の26,294人のピーク時から減少しています。今後も人口は減少していくと推計されており、15～64歳の生産人口が激減し、さらに少子高齢化が顕著になっていくと予想されています。



資料：『第5次美浜町総合計画後期計画』による将来推計人口

[将来推計人口]

2010年 25,178人 → 2030年 20,000人

また、2018年8月～9月に実施したアンケート調査では、「居住地の生活環境」についての課題がわかりました。

- ① 大規模な自然災害への不安がある
- ② バスよりも鉄道に利便性がある
- ③ 生活道路に対する安全性に不満がある
- ④ 国道県道を利用した自動車の移動に不満は少ない
- ⑤ 徒歩圏における買い物の不便さがある
- ⑥ 教育・医療施設、文化施設が利用しにくい
- ⑦ 住環境は一部地域を除き、不満は少ない

分野別の現状と課題は、**土地利用、交通体系、市街地整備、都市施設、都市防災、産業・観光、都市環境・景観、その他**（協働まちづくりについて等）の**8つ**の分野で整理しました。また、これらの分野の現状や推移を把握するために、統計データの調査、分析を行いました。

将来都市構造

将来都市構造図は、**拠点・軸・ゾーニング**で構成されています。

都市拠点は、「特徴的な都市機能等が集積し、将来の都市づくりの核となる地区」を“点”で概念的に示しています。

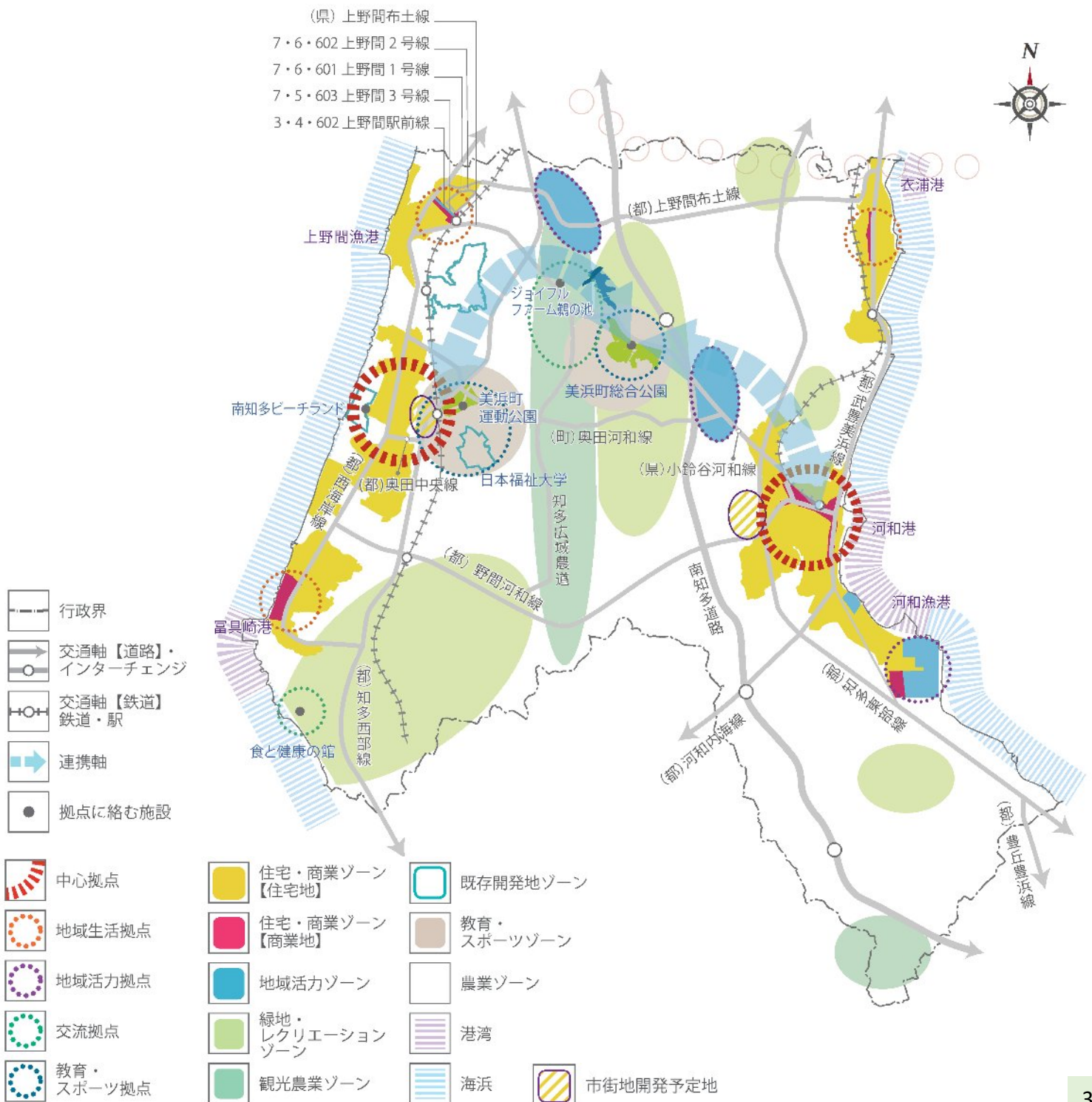
都市拠点の位置づけに基づき、都市施設等の整備方針を定めます。

都市軸は、「人の移動や交流の流れの方向」を“線”で概念的に示しています。都市軸の位置づけに基づき、道路等の整備方針を定めます。

土地利用ゾーンは、「自然地形や土地利用形態等の特性に基づく地域のまとまり」を“面”で概念的に示しています。

「第5次美浜町総合計画」の基本構想の一つである“土地利用の方向性”を基に、都市計画マスタープランで見直しを行います。

【将来都市構造図】



全体構想

都市の将来像

住民と行政の協働で都市づくりを進めるにあたって、その方向性を共有するため、概ね20年後の都市の姿（将来像）は、上位計画である「第5次美浜町総合計画」の町の将来像＝まちづくりの理念に基づいて、持続可能なまちづくりを推進していきます。

【都市づくりの理念】

ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま

【都市づくりの目標】

【目標1】 自然を活かし安心安全なまちづくり

本町の海岸や里山などを保全しつつ、計画的な土地利用を通じて、まちの基盤と骨格をつくります。そのため、町の発展の基礎となる道路、交通、港湾、公園緑地、排水処理施設など、都市施設の整備を図り、住みやすく快適なまちをめざします。また、南海トラフ巨大地震、大型台風などの大規模な災害から、全ての住民が安心して安全に暮らすことのできるように、防災対策などの充実を図ります。

【目標2】 教育・スポーツを中心とした連携まちづくり

本町の中央部には、町内外の交流の場として、体育館・グラウンド等を併設する総合公園と図書館があります。奥田地域には、日本福祉大学美浜キャンパス、さらに新たな活動拠点として、運動公園の建設が進んでいます。世代を超えて、多くの人が学び、スポーツを通じた交流、健康が実現できる場を創出します。また、これらの地域と町の中心として位置付ける河和地域との連携を図り、教育・スポーツを中心とした活力あるまちづくりを展開します。

【目標3】 産業経済に活力のあるまちづくり

まちを支える基幹産業である農業・水産業・観光業の振興を図るとともに、後継者の育成やさらなる付加価値の向上、都市との結びつきの強化などを通じて、次の世代につなぐことのできる魅力ある産業としての基盤整備を推進します。また、商業・工業の活性化を図り、まち全体として働く場を創出し、元気なまちをめざします。

【目標4】 参画と協働によるまちづくり

地域主権の流れを積極的に受け止め、自立した住民自らが主体的にまちづくりを担っていくことができるように、住民参画やNPO活動を支援します。また、多様な住民ニーズを的確に把握し、自助・共助・公助の適切な機能分担に対応できる効率的な行財政運営を図り、参画と協働を基軸としたまちをめざします。さらに、PPP/PFI事業など民間活力の導入を検討、まちの活性化を図ります。

分野別都市づくり

土地利用、交通体系、市街地整備、都市施設、都市防災、都市景観などの分野別の現状と課題を踏まえ、都市づくりの方針を整理します。

土地利用

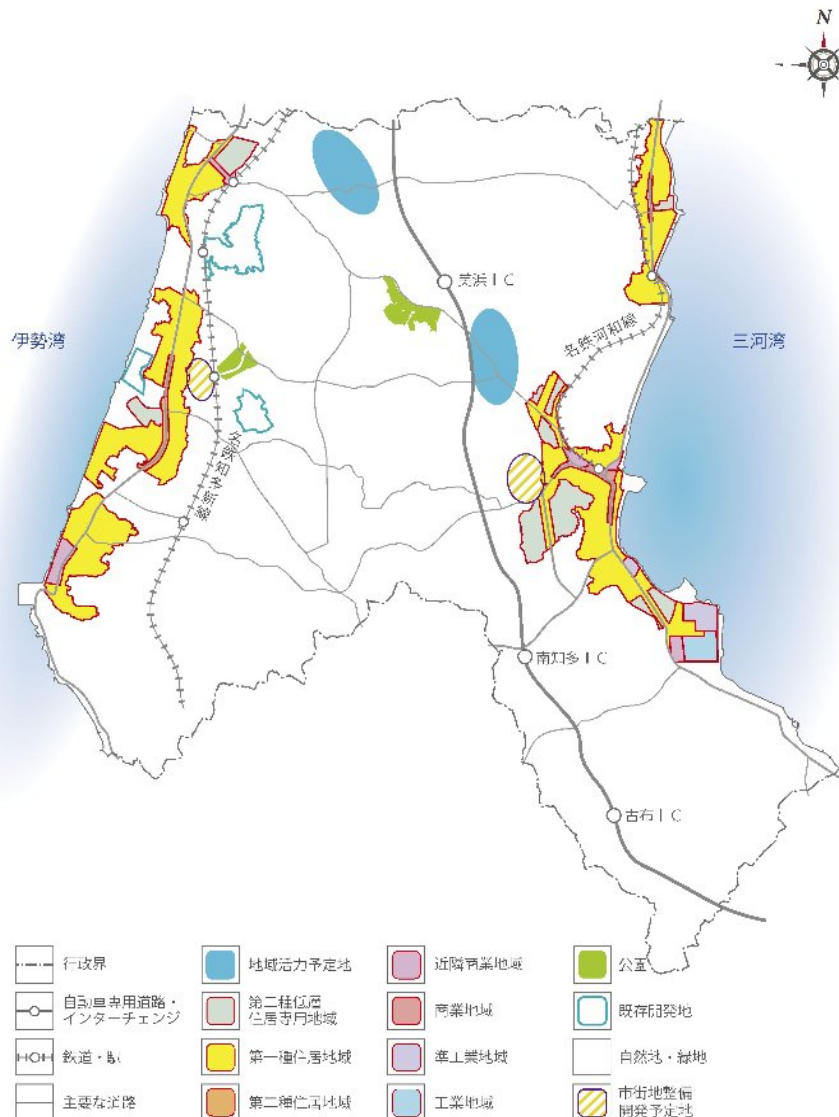
a) 市街化区域

- **住宅地（住宅・商業ゾーン）**は、定住促進に向け、良好な居住環境の維持・形成を図ります。幹線道路の沿道においては、地域住民の日常生活を支える生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住宅地の形成を図ります。
- **商業地（住宅・商業ゾーン）**は、地域住民や観光客を対象とした商業機能の集積、商業機能や都市機能の充実を図ります。
- **工業地（地域活力ゾーン）**は、地域の活力の維持・向上と雇用の場の確保に向け、産業の誘致・集積を図ります。

b) 市街化調整区域

- **農業（自然）ゾーン**は、良好な居住環境の維持や営農環境及び自然環境の保全に努めます。集落においては、周りの自然との調和を保ちながら、居住環境の維持に努めます。
- **観光農業ゾーン**は、果樹園等の農業、観光農園、観光レクリエーションなど多面的な活用に向け、都市的土地利用の抑制に努め農地を保全します。
- **緑地・レクリエーションゾーン**は、内陸部に広がる丘陵地一帯においては、森林が有する水源滋養や治水とともに、都市的土地利用の抑制に努め樹林地を保全します。
- **教育・スポーツゾーン**は、総合公園及び運動公園、日本福祉大学美浜キャンパス周辺で多くの人が学び、スポーツを通じ交流、健康となる場の整備を図ります。

【土地利用計画図】



交通体系

a) 道路

【自動車専用道路】：南知多道路

- 名古屋方面から本町へのアクセスとして交流や観光、企業誘致等、最も重要な道路であることから関係機関と連携しその機能維持に努めます。

【主要幹線道路】：（都）知多西部線、（都）知多東部線、（都）河和内海線

- 市街地内への通過交通の排除など交通処理の円滑化を図り、生活空間の安全性を高めるため、未整備部分の整備を関係機関と連携して促進します。

【都市幹線道路】：（都）武豊美浜線

- 都市幹線道路は、隣接する都市間の交通処理の円滑化を図るため、交通関係機関と連携して未整備部分の整備を促進します。

【地区幹線道路】：（都）上野間布土線、（都）野間河和線、（都）西海岸線、（都）奥田中央線、（都）豊丘豊浜線

- 地区幹線道路は、町内の各地域を連絡し、主要幹線道路や都市幹線道路を補完する役割を担います。本町では、東西を横断する関係機関と連携して未整備部分の整備を促進します。

【補助幹線道路】：（都）上野間駅前線

- 補助幹線道路は、主として地域内に配置され、地域内の主要な集散道路として地区幹線道路を補完する役割を担います。整備済み道路は、機能維持に努めます。
- 防災上の安全性の向上、観光地として交通ネットワークの拡充を目的として、国道247号から海岸までの道路を拡幅、海岸沿いに道路整備を検討します。

【区画道路】

- 区画道路は、沿道宅地のための交通、供給処理施設の収容等の役割を担います。快適な居住環境の形成や防災、交通安全に配慮した整備に努めます。
- 既成市街地において幅員が狭い道路においては、緊急時や災害時の支障にならないよう、建築行為時の道路後退や空地の有効活用など用地を確保し、道路の拡幅整備を推進します。

【その他の道路】

- その他の道路としては県道があり、（県）小鈴谷河和線など、主要な公共公益施設へ連絡する県道においては、関係機関と連携して歩道等の整備を図ります。

b) 公共交通機関

【鉄道】：名鉄河和線、知多新線

- 路線の維持、並びに高齢化社会に対応した利便性・快適性の向上が課題となります。
- 利用者の多い河和駅と知多奥田駅においては、交通結節点としての機能を高めるために、自家用車、自転車、バス、タクシーなど、乗り継ぎの円滑化に努めます。
- 河和駅及び知多奥田駅は中心拠点、上野間駅は地域生活拠点として位置付けられていることから、都市・地域の中心にふさわしい拠点づくりに努めます。
- 鉄道整備に関しては、引き続き単線区間の複線化や高架駅（上野間駅、野間駅）におけるエレベーターの設置など関係機関へ働きかけます。

【バス】：定期バス路線や巡回ミニバス

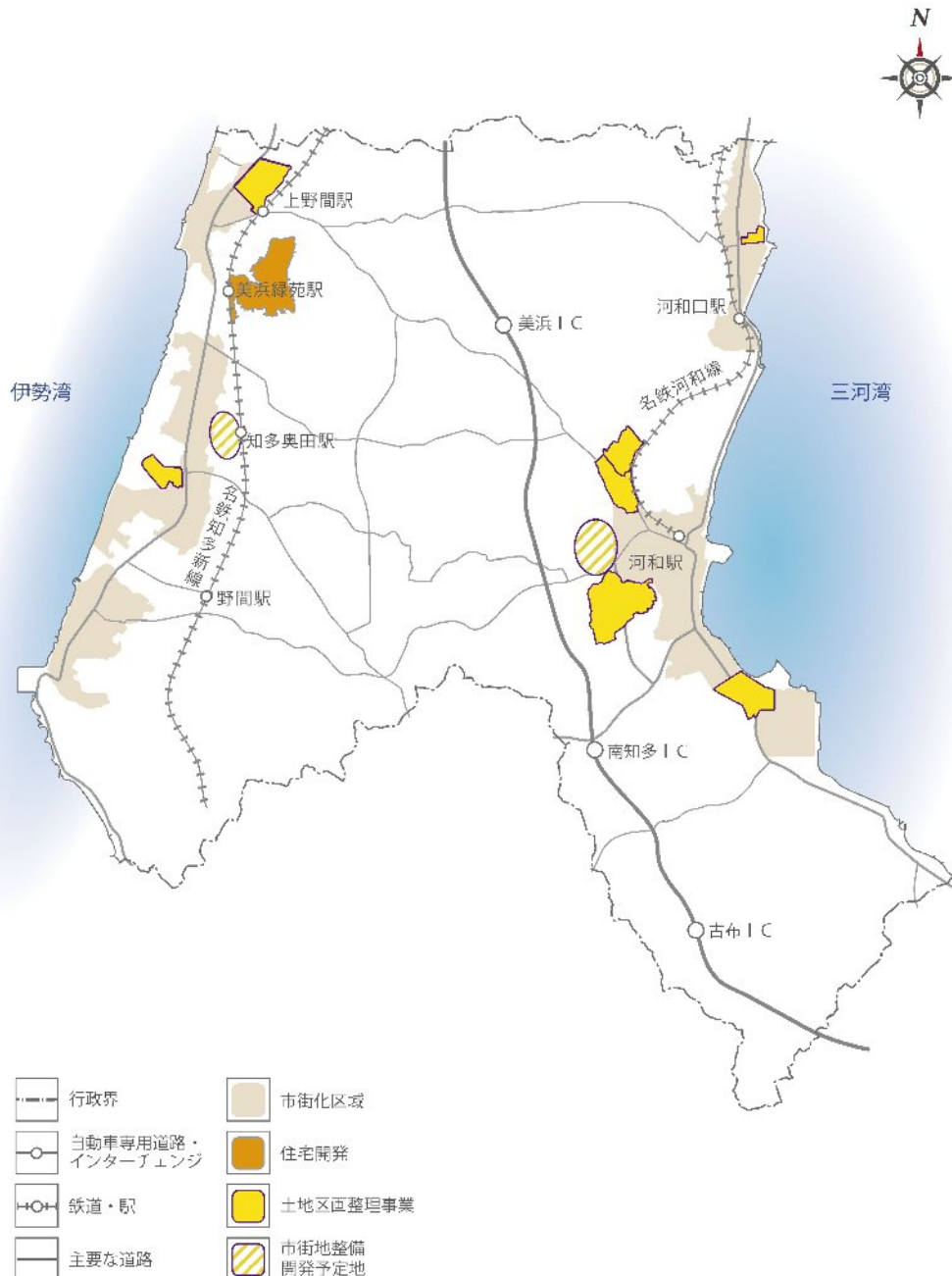
- 定期バス路線の維持には、採算性の確保のための安定した利用者数が必要であり、そのために定刻運行や運行区間における道路整備やバス停の整備改善など、利便性の向上が求められます。
- 巡回ミニバスは、巡回バス利用者へのニーズ調査に基づいて路線網や運行時間、バス停留所などの見直しを進め、高齢者などの交通弱者が利用しやすいサービスを提供します。
- 企業広告を取り入れるなど、経費の負担軽減をめざします。広域行政圏の発達などで隣接町のコミュニティバスの相互利用が必要となった場合には、関係団体との連携を図り、相互乗り入れについて検討します。

市街地整備

市街地においては、居住環境の向上や生活道路の改善、防災等の安全性の強化、商業の活性化、未利用地の計画的宅地化の誘導など、それぞれの地域が抱える課題に応じた整備に取り組みます。

- 防災面や交通環境の面で緊急を要する場合を除き、地区計画や協定など、まちづくりのルールによる規制・誘導型の整備手法を活用し、市街地環境の整備・改善や景観整備を行います。
- **河和駅、知多奥田駅周辺の中心拠点**：集客とにぎわいの創造を図ります。
- **地域生活拠点**：地域の利便性・快適性の確保に向け、地権者や関係機関とともに、交通結節機能、商業機能の強化及び都市景観の向上に資する基盤整備の実施を検討します。
- 土地区画整理事業や団地開発などで整備された市街地においては、良好な環境を維持していくために、**地区計画や協定**などの導入を検討します。
- 「集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）」の形成を基本としつつも、新たな雇用者の宅地需要などの受け皿の候補として、今後の社会経済情勢の変化に合わせ柔軟に対応できるよう、面的整備が計画されている地区においては、事業内容の見直しも含め引き続き検討を行いません。

【市街地整備図】



分野別都市づくり

都市施設

【公園・緑地】

- ・ 町民にとって利用頻度の高い総合公園を拡張し、グラウンドを集約、教育・スポーツ拠点にふさわしい整備を進めます。
- ・ 町の新たな健康・賑わい・防災の拠点となる美浜町運動公園の整備については、日本福祉大学と連携し、進めていきます。
- ・ その他の公園においては、公園機能のほか、災害時の避難地及び防災空間としての機能を点在する児童遊園やちびっこ広場、社寺林などとの連携・活用により確保しながら、「緑の基本計画」の配置の方針に基づき順次整備を進めていきます。

【河川】

- ・ 治水や防災対策として、河川改修が求められる布土川、五宝川、山王川においては、関係機関と協力して早期整備を図ります。
- ・ 山王川中流部については、隣接する運動公園と一体的な整備を促進します。

【ため池】

- ・ 地域住民の協力を得ながら、ため池等の適正な維持管理に努め、耐震化を随時進めていきます。

【海岸】

- ・ 台風や地震による高潮や津波から住民の生命や財産の被害防止又は軽減のための防災対策として、関係機関と協力し、護岸の老朽化等に対する海岸整備を図ります。
- ・ きれいな海辺を取り戻すため、地域住民や観光協会、地元漁協等の協力を得ながら、海岸の環境保全や美化に努めます。

【上水道】

- ・ 「美浜町水道事業経営戦略」に基づき施設の更新、適切な管理を行います。

【下水道】

- ・ 公共用水域の水質保全と快適な居住環境を確保するためには、生活排水等の汚水を処理することが必要であり、効率的かつ適正な処理に取り組めます。
- ・ 都市下水路においては、今後、必要に応じて整備を行います。

【供給処理施設等】

- ・ 循環型社会の構築や美しいまちづくりに向け、3Rの取り組みを進めるとともに、地域住民及びボランティアによる環境美化活動を促進します。
- ・ ごみ処理施設（知多南部クリーンセンター（南知多町））においては、資源ごみを合理的かつ効率的に処理するため、知多南部衛生組合とともに老朽化に対する施設の維持補修を行います。
- ・ 2市3町（半田市、常滑市、武豊町、南知多町及び美浜町）の共同事業として、知多南部広域環境組合がごみ処理場の建設に着手しており、令和4年4月より供用開始予定です。
- ・ 知多南部衛生組合が直轄する火葬場は、老朽化に伴う整備事業として新火葬場を令和2年7月より知多南部クリーンセンター(南知多町)の同一敷地に建設しており、令和4年4月より供用開始予定です。

都市防災

【都市の防災機能強化】

- ・ 災害時において、避難所及び救援物資等の集積・配送拠点として機能する公共施設の耐震化を推進します。
- ・ 防災拠点にアクセスする緊急輸送道路・避難道路においては、都市計画道路の整備、橋梁の耐震化や既存の国道・県道の沿道に立地する建物の耐震化を推進し、その機能確保に努めます。
- ・ 消防施設等の充実に向けた消火栓・防火水槽の整備並びに上水道の耐震化を推進します。

【自然災害への対策】

- ・ 丘陵地においては、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等の指定による土地利用の規制を行い、災害による被害防止・軽減に努めます。

【防災体制の構築】

- ・ 中央防災会議で示される地震に対する津波高やハザードマップによる災害危険箇所の公告をはじめ、住民に対し様々な災害情報を提供するとともに、学校や地域の防災訓練などを支援し、住民の防災意識の高揚を促します。

都市景観-環境

【玄関口にふさわしい拠点づくり】

- 乗降客数が多いだけでなく、交通結節点として観光客利用が多い河和駅、知多奥田駅並びに上野間駅周辺においては、本町の玄関口であることを踏まえ、魅力的な景観づくりに努めます。
- 美浜ICと南知多ICにおいては、周辺に広がる丘陵地の自然的景観と調和した、緑豊かな景観を保全します。

【住宅地景観の形成】

- 基盤整備が行われた住宅地は、将来に渡って良好な環境を維持するため、地区計画や協定等により魅力ある住宅地の形成に向け、景観の維持・向上に努めます。

【沿道景観の形成】

- 観光ルートとして多くの観光客を迎え入れる人の流れの主軸となる交通軸の沿道は、緑化を推進した落ち着いた雰囲気景観づくりに努めます。

【海辺景観の形成】

- 三河湾や伊勢湾の海岸部の自然の白砂や伊勢湾側の遠浅の海を利用した海苔の養殖風景など、美しい自然景観を保全するとともに、官民一体となった美化活動の推進等により、海岸景観の保全に努めます。

【歴史的なまちなみ景観の形成】

- 野間大坊など歴史資源の保全に努め、歴史的なまちなみ景観の保全に努めます。

【田園風景の整備】

- 内陸部の丘陵地の間に農地が広がっている集落地との調和を図り、良好な景観の保全に努めます。

その他

【教育文化施設】

学校施設

- 「美浜町小中学校再編のための基本構想」に基づき、適切な教育環境を確保するため、学校施設の規模の適正化を行います。
- 耐震性能の維持をはじめ、耐災害性の確保を図ります。

図書館

- 教養・文化を高める施設として、小中学校や住民との連携・参加により多様な学習要求に応えられる環境づくり・体制づくりを推進します。

文化施設

- 住民が各地区で保存・継承されている優れた伝統芸能や文化財に接する機会を持てるよう、芸術文化行事の充実を図るとともに、文化財・史跡の調査・保存・活用に努めます。

【福祉施設】

福祉施設

- 多様化する地域住民の福祉ニーズに対応するため、機能の充実や整備を進めます。
- 介護・高齢者施設においては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関との連携を強化し、在宅福祉に対するサービス体制の充実を図るとともに、働ける場や活動拠点の確保に努めます。

児童福祉施設

- 児童健全育成の拠点として、保育所や児童館の子育て支援の充実に努めるとともに、施設の老朽化に対し、現有施設の維持・修繕を行います。

障害者福祉施設

- 障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関とともに保健・福祉医療のネットワークの構築や、地域生活のなかで支援していくためのサービスの供給体制の充実及びその拠点の設置等に努めます。

【火葬場】

- 火葬場においては、現有施設の維持補修を行ない施設の延命化を図りながら、令和2年7月より、新施設の建設を始めており、令和4年4月に供用開始の予定です。

【町営住宅】

- 改修や建替えにより、安全・安心な居住環境の確保を図るとともに、高齢者や障害者の入居に配慮しています。

地域別構想

地域別構想

地域別構想は、将来像を実現するため、分野別都市づくりの方針を踏まえつつ、6つの地域それぞれ独自のまちづくりの目標と整備の方針について示すものです。

布土地域

【まちづくりの目標】

豊かな自然を活かしつつ、快適に暮らし続けられる地域づくり

【まちづくりの方針】

(1) 土地利用の方針

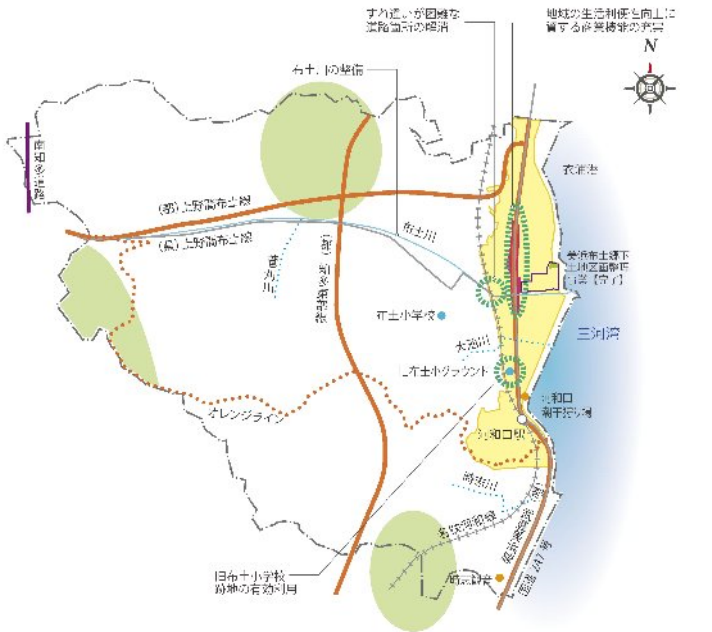
- ・ 国道247号沿道の商業地においては、地域住民が快適に暮らし続けられるよう、日常生活を支える商業機能の立地を促進、誘導し集積を図ります。
- ・ 地域住民との協議を通じて、旧布土小学校跡地の有効利用を検討します。

(2) 都市施設の整備方針

- ・ 関係機関と連携して、(都)知多東部線など未整備である都市計画道路の整備を促進します。
- ・ 小学校や保育所、公民館と市街地のアクセス向上と伊勢湾側との連絡を強化するため、関係機関と連携して、(県)上野間布土線の国道247号までの未整備区間の整備を促進します。
- ・ 布土川の防災機能を向上させるため、関係機関と協力して早期整備を促進します。

(3) 都市空間の整備方針

- ・ 交通軸の(都)知多東部線、(都)武豊美浜線、(県)上野間布土線の沿道は、周辺の自然環境と調和し、緑化を推進した落ち着いた雰囲気のある景観づくりに努めます。



河和地域

【まちづくりの目標】

町の中心拠点として、快適で魅力的なにぎわいのある地域づくり

【まちづくりの方針】

(1) 土地利用の方針

- ・ 「中心拠点」の河和駅周辺は、まちのにぎわいを創出するため、地域住民と観光客を対象とした商業機能の立地を促進、誘導し集積を図ります。
- ・ 美浜IC付近の「地域活力拠点」は、産業機能（工業・商業）を誘致・集積し、地域の新たな拠点の創出を図ります。
- ・ 美浜岡ノ脇地区は、今後の社会経済情勢の変化に合わせ、柔軟に対応できるよう検討します。

(2) 都市施設の整備方針

- ・ (都)知多東部線など未整備である都市計画道路の整備を促進します。
- ・ 交通結節点としての機能を高めるため、乗り継ぎの円滑化に努めます。
- ・ 美浜町総合公園周辺の「教育・スポーツ拠点」は、周辺施設との連携により拠点性を高め、未供用部分の整備を進めながら機能の充実・活性化を図ります。

(3) 都市空間の整備方針

- ・ 住・工混在する地域は、良好な居住環境の形成を図るため緩衝緑地などの整備に努めます。



河和南部地域

【まちづくりの目標】

地域活力拠点として展開を図りつつ、豊かな自然との共生を図る地域づくり

【まちづくりの方針】

(1) 土地利用の方針

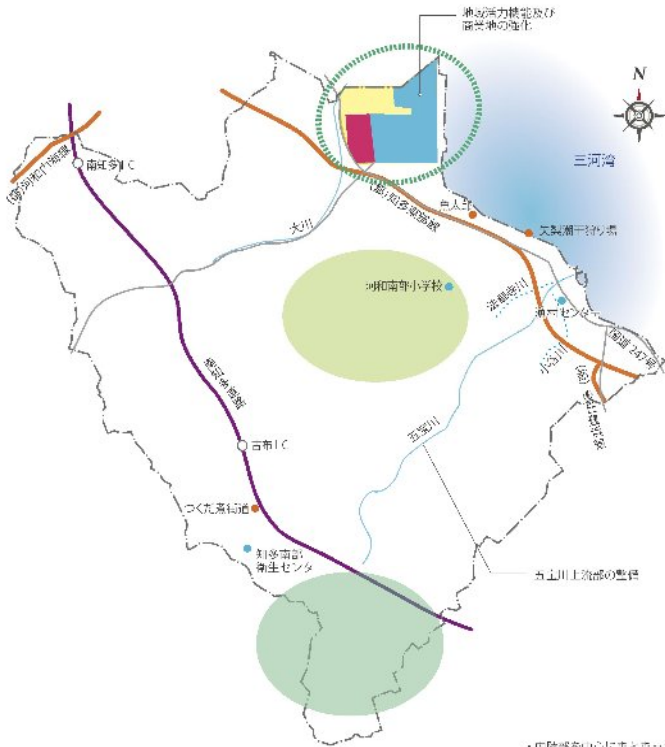
- 「地域活力拠点」の河和漁港周辺地域は、産業機能の誘致・集積を図ります。

(2) 都市施設の整備方針

- 河和漁港周辺地域は、必要に応じて道路等の都市基盤を再整備するなど産業が集積しやすい環境づくりを行います。
- 市街地においては、幅員の狭い道路の拡幅を図ります。
- (都)知多東部線など未整備である都市計画道路の整備を促進します。
- 五宝川の防災機能を向上させるため、早期整備に努めます。

(3) 都市空間の整備方針

- 河和漁港周辺の住宅地と隣接する工業用地は、住宅地の居住環境の悪化を防止するため、緩衝緑地などの整備に努めます。
- 観光適用計画区域である国道247号沿道は、周辺の自然環境と調和した落ち着いた雰囲気のある景観づくりに努めます。



・内陸部を中心にまとまった樹林帯や農地の保全・活用
 ・観光適用計画区域における観光資源の維持
 ・未整備である都市計画道路の早期整備
 ・基盤整備の遅れた市街地の整備・改善
 ・身近な公園や広場のなどの設置の促進
 ・生活排水処理施設の整備
 ・河川環境の向上に向けたソフト対策

野間地域

【まちづくりの目標】

海洋レジャーや歴史と文化を活かし観光レクリエーションによる発展を図る地域づくり

【まちづくりの方針】

(1) 土地利用の方針

- 「交流拠点」の食と健康の館周辺は、市街化調整区域であることに配慮しつつ、面的な活用を含めた機能の充実・活性化を図ります。
- 野間海岸沿いの既存商業地は、海洋レジャー客や遊覧客等を対象とした商業機能の立地を促進、誘導し、商業地としての集積を維持します。

(2) 都市施設の整備方針

- 市街地においては、緊急車両の通行や災害活動の妨げにならないよう、建築行為時の道路後退などにより幅員の狭い道路の拡幅を図ります。
- (都)知多西部線、(都)野間河和線、(都)西海岸線など未整備である都市計画道路の整備を促進します。

(3) 都市空間の整備方針

- 交通軸の(都)知多西部線、(都)西海岸線、(都)野間河和線の沿道においては、整備に際して周辺の自然環境と調和し、緑化を推進した落ち着いた雰囲気の景観づくりに努めます。
- 野間大坊など歴史資源を保全し、歴史的なまちなみ景観の形成などへの活用を検討します。



※入海のための体感上
 ・内陸部を中心にまとまった樹林帯や農地の保全・活用
 ・未整備である都市計画道路の早期整備
 ・基盤整備の遅れた市街地の整備・改善
 ・身近な公園や広場のなどの設置の促進
 ・生活排水処理施設の整備
 ・河川環境の向上に向けたソフト対策

地域別構想

奥田地域

【まちづくりの目標】

運動公園を中心とした地域住民と学生、観光客による交流を通じて活気のある地域づくり

【まちづくりの方針】

(1) 土地利用の方針

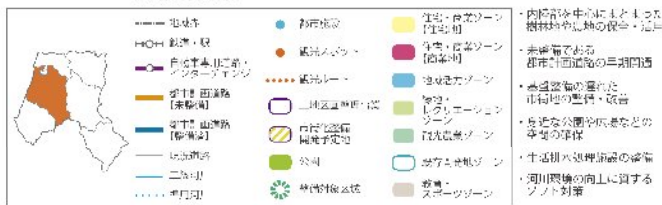
- 「中心拠点」の知多奥田駅周辺は、学生と地域住民の日常生活を支える生活利便施設の立地誘導を図ります。
- 日本福祉大学周辺においては、「教育・スポーツ拠点」として運動公園の整備を推進し、周辺土地利用の整備、交流人口の増加を図ります。
- 市街地内の国道247号沿道においては、生活利便施設の立地を許容します。

(2) 都市施設の整備方針

- 交通結節点としての機能を高めるための乗り継ぎの円滑化に努めます。
- (都)知多西部線などの未整備である都市計画道路の整備を促進します。
- 山王川中流部については、隣接する運動公園と一体的な整備を促進します。

(3) 都市空間の整備方針

- 交通軸の(都)知多西部線、(都)西海岸線、(都)奥田中央線の沿道においては、周辺の自然環境と調和した落ち着いた雰囲気のある景観づくりに努めます。



上野間地域

【まちづくりの目標】

自然と共生した質の高い居住環境の創出・継続と豊かな自然を活かした交流を図る地域づくり

【まちづくりの方針】

(1) 土地利用の方針

- 「地域生活拠点」の上野間駅周辺は、住民の日常生活を支える商業機能の立地誘導を図ります。
- ジョイフルファーム鵜の池周辺においては、「交流拠点」として機能の活性化を図ります。
- (都)知多西部線、(県)上野間布土線沿線のエリアの「地域活力拠点」は、産業を誘致・集積し、地域の新たな拠点の創出を図ります。

(2) 都市施設の整備方針

- (都)知多西部線など未整備である都市計画道路の整備を促進します。
- (県)小鈴谷河和線においては、歩道等整備を促進します。

(3) 都市空間の整備方針

- 美浜緑苑団地は、地区計画等を活用し、良好な環境の維持・保全に努めます。
- 交通軸の(都)知多西部線、(都)西海岸線、(県)小鈴谷河和線の沿道は、整備に際して周辺の自然環境と調和した落ち着いた雰囲気のある景観づくりに努めます。

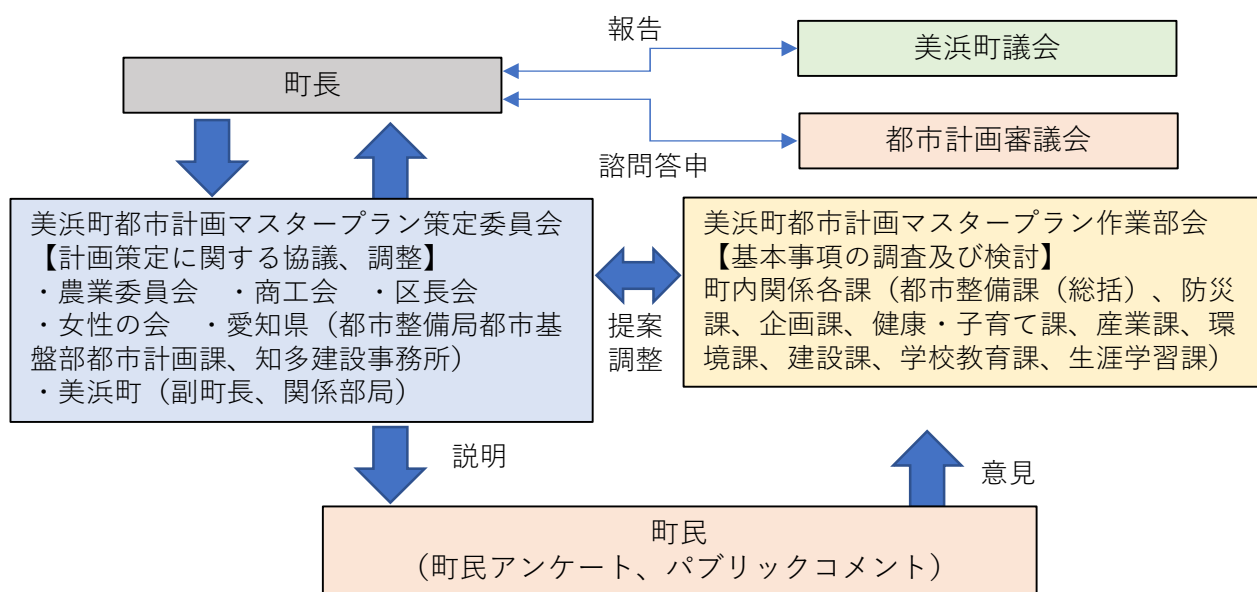


計画の推進

まちづくりの推進方策

「美浜町都市計画マスタープラン」改定にあたっては、広報みはま、美浜町ホームページ等で積極的に情報発信を行うとともに、アンケート調査、パブリックコメント（意見募集）等により、町民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりを進めていきます。パブリックコメント（意見募集）等の実施に関するご案内については、広報みはま、美浜町ホームページにて周知します。

【都市計画マスタープランの改定の体制】



これからのまちづくり

(1) 協働によるまちづくりの推進

住民のニーズや価値観、生活様式の多様化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に伴い、町民生活を取り巻く地域の課題はますます複雑化しています。本計画で定める将来都市像を実現するためには、これまで以上に、美浜町と町民、自治会、事業者、日本福祉大学などの教育機関、NPO法人などといったまちづくりの主体となる者同士が連携し、それぞれに求められる役割に応じて、地域課題の解決に取り組むことが求められます。

(2) 民間活力の積極的な導入

持続可能なまちづくりのためには、できるだけ税財源に頼ることのない公共サービスの提供が求められることから、PPP/PFI手法による民間活力の導入に積極的に取り組みます。なお、この取組により、様々な場面で民間が持つ専門的な知識や技術が活用されることとなり、その結果、より一層質の高い公共サービスの提供が期待されます。

美 浜 町

〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

TEL:0569-82-1111 FAX:0569-82-4153

編集・発行 産業建設部 都市整備課

本書の一部または全部を無断で複写、複製することを禁じます。